

化学物質規制の見直しについて

(2021年7月公表) (1/2)

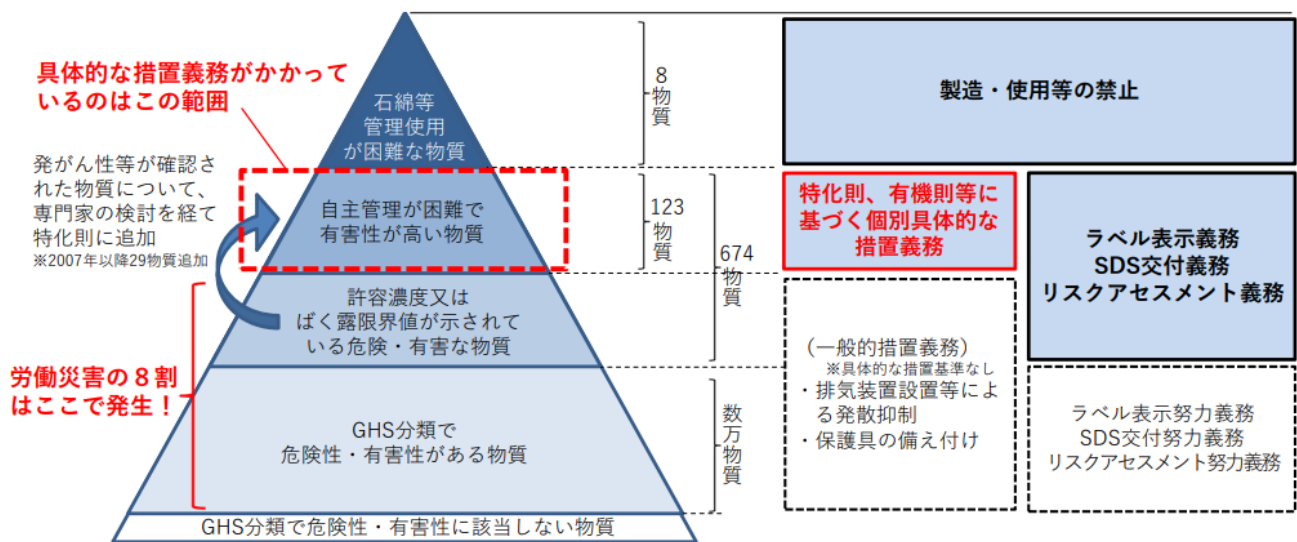


The Knights

2021年7月に公表された「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」(厚生労働省)の報告書について紹介します。また、ザ・ナイツレポート No.22003 では化学物質規制の見直しに関してより詳しく紹介していますので、併せてご活用ください。

<日本の化学物質規制の問題点>

- ・国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上りますが、その中には危険性や有害性が不明な物質がある
- ・化学物質による労働災害(がんなどの遅発性疾病は除く。)は年間450件程度で推移し、法令による規制の対象となっていない物質を原因とするものは約8割を占める状況
- ・オルトートルイジンによる膀胱がん事案、MOCAによる膀胱がん事案、有機粉じんによる肺疾患の発生など、化学物質等による重大な職業性疾病も後を絶たない状況



出典：厚生労働省 「第15回職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」 資料

<海外の規制>

国際的には、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)により、全ての危険性・有害性のある化学物質について、ラベル表示や安全データシート(SDS)交付を行うことが国際ルールとなっており、欧州ではREACH(Registration Evaluation Authorization and Restriction of Chemicals)という仕組みにより、一定量以上の化学物質の輸入・製造については、全ての化学物質が届出対象となり、製造量、用途、有害性などのリスクに基づく管理が行われています。

<日本の化学物質規制体制の見直し>

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は限定しない方式に大きく転換していきます。

■事業内容■

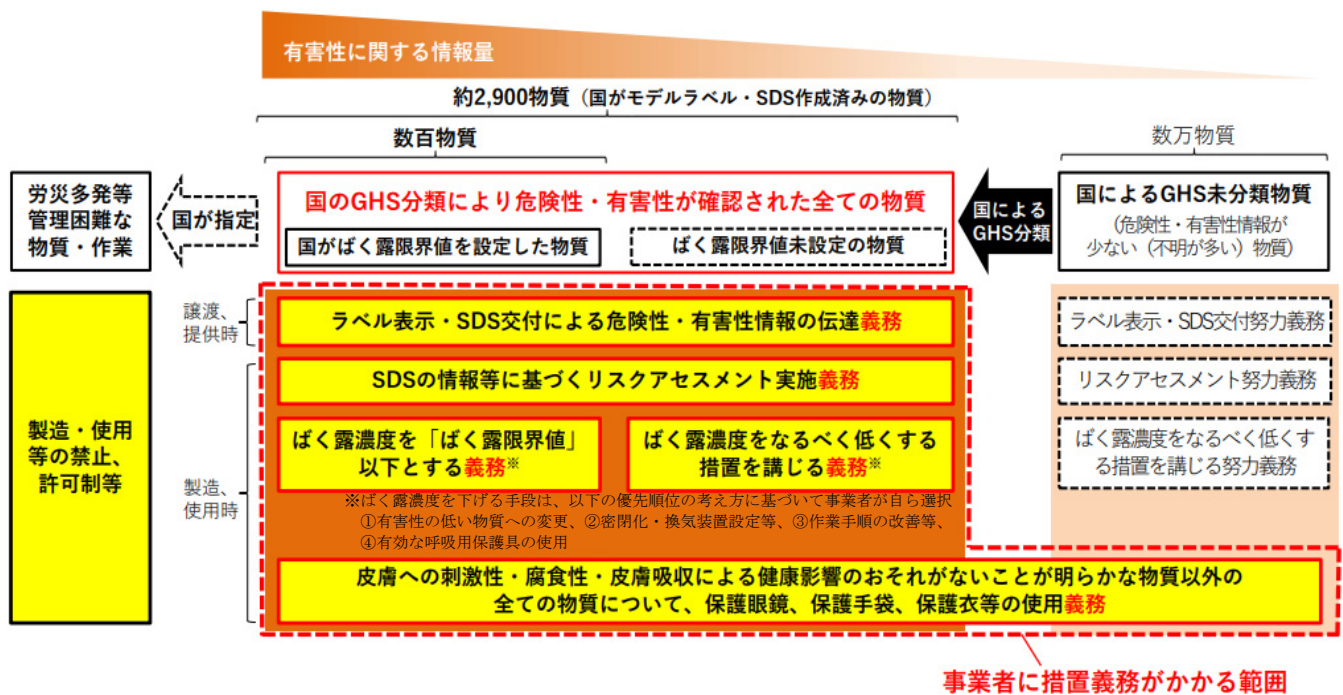
- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

化学物質規制の見直しについて (2021年7月公表) (2/2)



<新たな仕組みのポイント>

- 国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質に、以下の事項を義務づけ
 - ・危険性と有害性の情報の伝達（譲渡・提供時のラベル表示・SDS交付）
 - ・リスクアセスメントの実施（製造・使用時）
 - ・労働者が吸入する濃度を国が定める管理基準以下に管理
 - ※発散抑制装置による濃度低減のほか、呼吸用保護具の使用などもばく露防止対策として容認
 - ※管理基準が設定されていない物質は、なるべくばく露濃度を低くする義務
 - ・薬傷や皮膚吸収による健康影響を防ぐための保護眼鏡、保護手袋等の使用
- 労働災害が多発し、自律的な管理が困難な物質や特定の作業の禁止・許可制を導入
- 特化則、有機則で規制されている物質（123物質）の管理は、5年後を目途に自律的な管理に移行できる環境を整えた上で、個別具体的な規制（特化則、有機則等）は廃止することを想定



出典：厚生労働省「第15回職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」資料

公益社団法人 [日本作業環境測定協会のHP](#)において「化学物質規制の見直し」に関する特別講演（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 課長補佐 樋口政純 様）の様子が掲載されています。

日本作業環境測定協会 HP



詳しくは、当社 営業担当 又は 分析担当 佐藤（亮）、杉山（フリーダイヤル0120-01-2590 内線382、435）まで、お気軽にお問い合わせください。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

